

平成30年度

第1回 入間市防災会議

日時：平成30年6月22日(金)13時30分～

会場：市役所 501 会議室

次 第

1. 委嘱式

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 会長あいさつ
- (3) 自己紹介

2. 入間市防災会議

(1) 議題

- ① 第40回入間市防災訓練について (資料1)

(2) 報告事項

- ① 避難行動要支援者避難支援制度の進捗について (資料2)
- ② 職員動員体制について (資料3)
- ③ 埼玉県・市町村人的相互応援制度について (資料4)

(3) その他

平成30年度入間市防災訓練概要

1. 基本方針

平成23年3月に発生した東日本大震災では、東北・関東地方の広い範囲で強い揺れを観測するとともに、太平洋岸を中心に高い津波を観測し、大きな被害がありました。

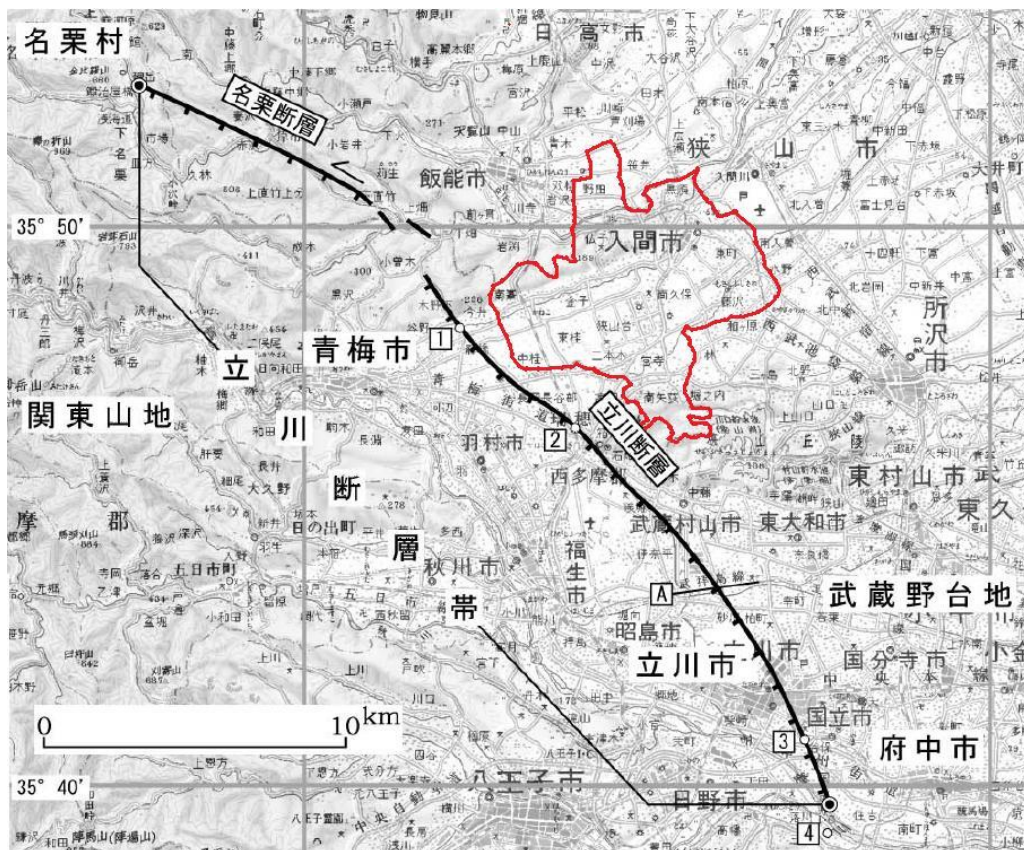
また、平成28年4月に発生した平成28年熊本地震では、震度7を2回計測し、多数の死傷者が出たほか、市庁舎等の機能が失われ災害応急対策に支障が生じているとの報告があります。

大規模地震災害や市域に想定される多様な災害事象が発生した際、その被害を最小限にとどめるためには、関係機関及び地域住民相互の綿密な連携が重要です。

入間市では、阪神・淡路大震災をはじめ過去の大規模地震を教訓に、平成8年度より市内全自主防災会参加による防災訓練を実施してきました。

本年度も、近い将来発生すると言われている首都直下地震や立川断層帯に起因する活断層地震を想定し、地域の防災力を高めるための基礎的訓練を反復して行い、いざという時の自助・共助・公助の体制を検証する訓練を実施します。

<参考 立川断層と入間市の配置図>



(地震調査研究推進本部発表の図を抜粋。入間市境界を加筆)

2. 訓練想定

平成30年8月19日(日)午前8時15分、立川断層帯によるマグニチュード7.4、震度6強の強い地震が発生した。地震発生の前には大型台風が通過し、市内の土壌雨量指数も高い状態にあったため、地震と複合した土砂災害も発生している。

家屋も多数倒壊し、火災も多発している。電気、電話、ガス、水道などのライフラインは機能に重大な障害が発生している。

区・自治会、関係団体、市は防災計画等の事前計画に従い、災害対応を開始する。

3. 重点項目

- (1) 自主防災会(区・自治会)との連携による訓練の実施
- (2) 避難行動要支援者の安否確認に関する訓練の実施
- (3) 中学生の訓練参加促進
- (4) 関係機関・団体(社会福祉協議会・消防団等)の特性を生かした訓練の実施
- (5) 本部運営訓練(市役所)

4. 主 催

入間市連合区長会、入間市

5. 訓練実施日

平成30年8月19日(日)

雨天決行(気象警報発令時など災害発生のある場合は中止)

6. 訓練会場

市対応訓練会場(8か所。市指定避難所での開催を推奨する。)

各自主防災会訓練会場、

災害対策本部(市役所)、各現場本部(各支所等)、各避難所(小中学校等)、

各救護所(保育所等)、

7 主要な実施内容

- 各関係機関と自主防災会の連携による 8 会場での市対応訓練
- 自主防災会による、避難・避難誘導、避難者名簿作成、情報伝達等の訓練
- 社会福祉協議会と連携した、災害ボランティアの受入・派遣等の調整訓練
- 消防団・消防署による各種訓練の展示
- 協定団体（新潟県佐渡市、JAいるま野、サントリーフーズ(株)、(株)共栄ベンディング、西部地区五市防災連絡会（所沢市、飯能市、狭山市、日高市）等）の協力を得た緊急物資の搬送訓練
- 国際交流協会の協力を得た外国語（英語、スペイン語、中国語）による防災行政用無線の放送
- 情報収集・伝達訓練（埼玉RB、日本郵便株式会社狭山郵便局、アマチュア無線クラブ）
- 救護所設置・運営・救護訓練（災害対応、応急処置、心肺蘇生、救急法指導）
- 救出救護訓練（救出救護、搬送、応急救護所設置、救助犬による搜索、多数傷病者対応）
- 防災行政用無線による聞き取り及び放送訓練（避難誘導訓練、広報訓練）
- 防災航空隊による避難誘導等の訓練
- 入間ケーブルテレビ、FM茶笛による被災状況収録及び避難放送訓練
- ライフライン（電気・ガス・水道等）の復旧訓練
- 情報途絶地域の状況把握訓練
- ペットの同行避難に係る訓練
- 災害対策本部運用に係る図上訓練（災害対策本部設置・運営、情報収集処理・状況判断・伝達、指揮統制）

8 参加機関（予定）

- 航空自衛隊入間基地中部航空警戒管制団司令部
- 航空自衛隊中部航空方面隊司令部
- 狭山警察署
- 埼玉県
- 埼玉県防災航空隊
- 新潟県佐渡市
- 所沢市
- 飯能市
- 狭山市
- 日高市
- 埼玉西部消防組合
- 一般社団法人 入間地区医師会
- 入間市議会
- 入間市消防団
- 日本郵便(株)狭山郵便局
- 入間市女性防火クラブ
- 埼玉県トラック協会いるまの支部
- 埼玉県LPガス協会西部支部入間地区会
- 埼玉レスキューサポートバイクネットワーク（埼玉RB）
- NPO法人 日本救助犬協会
- 東京電力パワーグリッド(株) 川越支社
- (株)NTT東日本ー関信越
- いるま野農業協同組合 入間地域統括支店
- 入間市衛生自治会
- 狭山地方交通安全協会
- 入間市交通安全母の会連合会
- 入間市赤十字奉仕団
- 入間市民生委員・児童委員協議会
- 入間市国際交流協会
- 入間市アマチュア無線クラブ
- 入間市災害対策協会
- 入間市管工事協同組合
- 入間市水道協会
- 入間電設会
- 入間ケーブルテレビ(株)
- (株)エフエム茶笛
- 入間ガス(株)
- 大東ガス(株)
- NPO法人 総合生活環境支援センター
- 社会福祉法人 入間市社会福祉協議会
- 日本気象予報士会 埼玉支部
- サントリーフーズ(株) 埼玉支店
- (株)共栄ベンディング
- (株)ヨークマート入間扇台店
- 西武通運(株)狭山支店
- フジパン株式会社

市対応訓練対象自主防災会

豊岡	1 : 宮前町 2 : ○新田、中原、東久保、入間ヶ丘、一番村、 入間東町住宅区、入間向陽台団地
東金子	1区、2区、○3区、13区、14区、15区、16区
金子	南峯
宮寺・二本木	○坊、狭山
藤沢	1 : 上ノ原 2 : 9区、10区、11区、○12区、15区、16区
西武	6区

○印は、合同開催の場合の幹事自主防災会

消防署員派遣訓練対象自主防災会

豊岡	1 : ○北六区、南六区 2 : 入間豊岡団地
東金子	19区
金子	金子中央
宮寺・二本木	南矢萩中部
藤沢	1区、2区、○3区
西武	1 : 5区 2 : 7区

健康救護班派遣訓練対象自主防災会

ハイラーク入間、ユアコート四季の丘、大森、エバープレイスガーデン

人間市避難行動要支援者避難支援制度



避難行動要支援者避難支援制度とは

災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方の名簿を予め作っておき、災害時の安否確認や避難支援に役立てるものです。

また、提供について同意した方の情報は、地域で共助に取り組む団体（自主防災会（自治会）・民生委員など）へ名簿を予め渡し、避難支援だけでなく、日頃からの顔が見える関係づくりに役立てるものです。

避難行動要支援者とは

避難行動要支援者は災害対策基本法で定められた言葉で、災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方をさします。対象者や詳細はそれぞれの市町村毎に委ねられています。人間市では次の方を対象として制度を進めています。

- ① 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ② 療育手帳（㉠・A）の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ④ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成認定を受けている方
- ⑤ 要介護度3以上の認定を受けている方
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ⑦ 日本語によるコミュニケーションが困難な在住外国人
- ⑧ その他支援を必要とする方

※ 在宅の方が対象となります。施設・病院などに長期に入所・入院されている方は対象になりません。

地域支援者とは

市は、地域で共助に取り組む団体（自主防災会（自治会）など）と個人情報の保護を含む

協定等を取り交わし、情報提供の同意をした避難行動要支援者の名簿（「同意者名簿」）を提供します。

地域支援者はこの名簿の提供を受け、具体的な行動について決めていきます。

地域支援者は自主防災会（自治会）などを想定しています。これは近所づきあいの延長での助け合いとして、普段からの関係づくり～防災訓練や夏祭り、敬老会等の行事への参加など～が大事である、と考えているためです。

なお、地域支援者に予め提供する名簿は、「自分の情報を提供することに同意した方」のみを登載した名簿です。

今回のお知らせは、情報提供の同意を確認するものですので、地域支援者等への情報提供を了解される方は同意書を提出し、了解しない方・同意できない方は、同意書を提出しないください。

～よくある質問～

Q 地域支援者に提供される個人情報とはどのようなものですか。

A 『入間市避難行動要支援者避難支援プラン』に定められた9項目です。

具体的には、①お名前、②生年月日（年齢）、③性別、④住所、⑤連絡先（電話番号等）、⑥世帯主のお名前、⑦名簿登載の理由（対象の区分等）、⑧住んでいる区域の自主防災会名⑨個別避難支援計画書の有無、となります。

Q 自分は「自力で避難できない」という避難行動要支援者の定義には当てはまらないと思うのですが。

A 対象となる方の範囲は、要支援者の自助及び地域住民の助け合いによる共助を基本とする、との考えから、いわゆる避難行動要支援者の範囲より広くとらえています。

ご自分が避難行動要支援者の定義に当てはまらないとお考えの場合は、同意書の提出は不要です。

Q 同意すれば、どんな時でも支援に来てもらえるのですか。

A 実際に災害が起こった時には、地域支援者自体も被災者となるため、事前に話していた通りの行動ができない場合もあります。地域支援者は災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときにできる範囲での支援を行うもので、支援活動ができなかった場合の責任を負うものではありません。

様々なつながりを生かして、災害発生時の安全性を高めていくための制度です。

Q 同意した後で、何をしようですか。

A 同意の後には、最終的には個別避難支援計画の作成に向けて地域支援者等と話し合いを行っていくこととなります。

しかしながら現在は地域支援や個別避難支援計画の枠組みを調整しているところで、当面は防災訓練や敬老会、サロン等の地域行事への積極的な参加や協力をお願いします。

Q 名簿に載せないでほしいのですが。

A 「同意者名簿」は地域支援者に「自分の情報を提供することに同意した方」のみを登載した名簿となります。同意書を提出しなければ、名簿に登載されることはありません。

Q 同意を保留したいのですが。

A 「じっくり考えたい」という方は、すぐに同意書を提出しないでください。

「同意者名簿」は毎年内容を更新することを予定しています。

お問い合わせ 入間市役所 危機管理課（制度全般）

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

電話（代表）04-2964-1111 内線 3362, 3363

FAX 04-2964-7818

入間市避難行動要支援者避難支援制度の概要

1. 対象者・同意者数

No.	全体計画に基づく 対象者範囲(区分)	対象者		同意者	
		29年度	30年度	29年度	30年度
①	身体障害者手帳（1・2級） の交付を受けている方	1,966人	1,973人	400人	425人
②	療育手帳（㉠・A）の交付を 受けている方	340人	340人	85人	90人
③	精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている方	93人	90人	8人	11人
④	難病の患者に対する医療等に 関する法律に基づく医療費助 成認定を受けている方	764人	770人	89人	92人
⑤	要介護度3以上の認定を受け ている方	1,477人	1,470人	200人	224人
⑥	75歳以上の高齢者のみの世 帯の方	9,565人	10,321人	1,825人	2,083人
⑦	日本語によるコミュニケーシ ョンが困難な在住外国人	未把握	未把握	0人	0人
⑧	その他支援を必要とする方 (自ら名簿への登載を希望す る方)	未把握	未把握	6人	35人
合 計		12,535人	13,284人	2,333人 (18.6%)	2,622人 (19.7%)

※ 基準日 対象者：平成29年12月1日 同意者：平成30年4月30日

※ 本データは重複削除を行っていないため、合算数が合計数とならない。

2. 今後の予定

月	内 容
5～7月	各自主防災会（区・自治会）と協定締結の上、名簿提供
6月	民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに名簿提供

職員動員体制の変更点について

1. 現場本部機能の強化

大規模災害発生時も念頭に、地域における災害対応の充実のため、現場本部の体制を整備する。

(1) 現場本部の編成の明確化

地区情報員、地区防災員及び避難所対応員が現場本部の指示のもと活動できる体制を構築

(2) 現場本部の人数の増員

変更前 支所職員（豊岡地区は自治文化課自治振興担当職員及び指名職員）、支所併設公民館職員 計6～8名程度

変更後 支所職員、指名職員の計6名に加え、地区情報員2名（うち1名は主幹職）及び地区防災員の中から2名（うち1名は主幹職）を現場本部員との兼務とし、計10名

(3) 動員体制の指名基準

- ① 現場本部員：支所・自治文化課職員以外は原則地区内に在住している職員を指名
- ② 地区情報員：該当地区に在住している職員を指名
- ③ 地区防災員：該当地区に在住している職員または市内在住職員、近隣市在住職員などの現場本部に徒歩1時間程度（概ね5km）で参集できる職員を指名

2. 避難所対応職員の負担軽減

台風等により一部の緊急避難場所を開設する場合に、常時2名以上の避難所対応員がローテーション、シフト勤務で対応できるように変更する。

(1) 現場本部員兼務の解除

支所併設の公民館職員は避難所対応員専任とし、現場本部員の兼務を解除

(2) 避難所対応員配置の見直し

変更前

- ・避難所となる施設に勤務する職員を当該施設の避難所対応員に指名
- ・すべての避難所に避難所対応員を指定配置

変更後

- ・職員の勤務する公民館、小学校、青少年活動センターは当該職員を避難所対応員に指名
- ・中学校に避難所対応員を指名配置
- ・その他、施設の指定のない避難所対応員を指名するほか、地区防災員（各地区2名の現場本部兼務者を除く）は施設の指定のない避難所対応員を兼務
- ・施設の指定のない避難所対応員は、現場本部長の指示に従い、配置が必要な避難所を担当

埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要について

1 これまでの経過

(1) 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（平成26年3月31日締結）

埼玉県と埼玉県内全市町村が、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び市町村に対し、相互扶助の観点から、支援金、給付金及び人的相互応援の制度を創設しました。

(2) 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱（平成26年3月31日締結）

上記協定に基づき、被災者の速やかな再建を支援するため、被災市町村の職員の短期派遣の手續等について決めました。

2 埼玉県・市町村人的相互応援実施マニュアルの策定（平成30年2月）

上記協定・要綱に基づく人的相互応援について、具体的な実施手続きを定めたマニュアルが策定され、平成30年度から具体的運用が始まることとなりました。

このマニュアルの中では、派遣候補者について、毎年度当初に、県と市町村は、派遣要請があった場合に備え、被災地へ派遣する災害派遣チーム員候補者名簿を作成しておくこととなりました。

※別紙「埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要」参照

埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要

1 目的

被災した市町村を、県や他市町村等合同の「彩の国災害派遣チーム」を派遣し支援

2 対象災害

災害対策基本法に規定する災害（竜巻、豪雨、豪雪、土砂災害、地震、大規模火災など）

3 派遣パターン

- ① 局地災害（例：竜巻災害）
被災市町村がある県支部内の市町村、県地域機関職員を派遣し支援
- ② 広域災害（例：大雪、台風災害）
①以外の他の県支部内の市町村、県地域機関又は本庁職員を派遣し支援
- ③ 甚大な広域災害（例：東京湾北部地震）
①、②に加え他県等の職員派遣を受け支援



受援調整会議



罹災証明交付支援

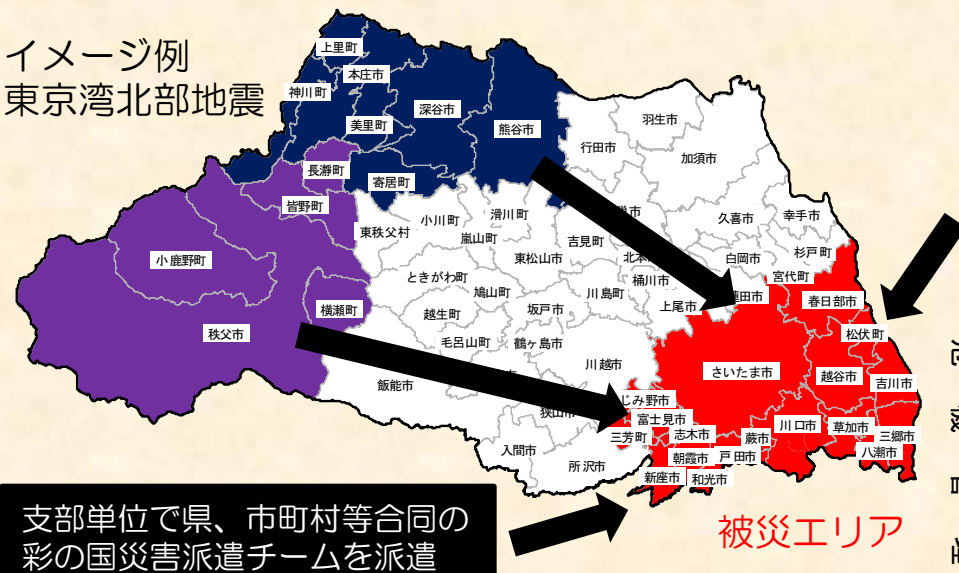
4 対象業務

市町村災対本部支援、避難所運営支援、物資搬出入支援、住家被害認定支援、罹災証明交付支援など

5 派遣候補者

災害時の迅速な職員の派遣を図るため、毎年度派遣チーム員候補者を名簿化
さらに候補者の災害対応能力の向上を図るため、研修等を実施

イメージ例
東京湾北部地震



被災エリア